

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 8月度)

- 1 日 時 令和6年8月1日(木)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時00分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階301会議室
- 3 出席委員 14名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治
14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 1名
13番 山本 善榮
- 5 議 題 第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員 3名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度8月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を浮橋委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長(会長) 本日は、山本委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、高木委員、浮橋委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)
第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明

いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は4件です。すべて所有権移転の設定となっています。

番号1番 ——地区です。

申請地は氷見市**——番

申請面積は、——㎡、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

申請地は田として耕作が可能な状況であります。

譲受人と譲渡人は、先代同士で農地を交換したことが、この度、分かったため、譲受人の要望により、この申請を行うものです。

番号2番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 外1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は2筆とも登記が田、現況が2筆とも畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

譲受人の要望により、農業事業に参入し農地の保全と耕作地の拡大をするため、譲渡人をお願いし、譲受人がこの農地の所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号3番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 外3筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は4筆共に登記は田、現況も田です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

譲受人は、農地の保全と農業経営安定化のため、譲渡人をお願いし、この農地の所有権を得て、耕作していくことで合意が成立したものです。

番号4番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は、登記が田、現況は畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

譲受人は、従来から譲受人の自宅に隣接している申請農地を耕作してきました。このたび、この農地の所有権を得て耕作していくことで合意が成

立したものです。

以上の4件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件は、1番の全部効率利用、2番の常時従事、これは原則、年間150日以上農業従事日数になります、3番の地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、3件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、3件あり、すべて第5条申請となっております。

番号1番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地 （氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地 （氏名**）

申請地は、氷見市**——番 申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は——として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

番号2番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）外一名

申請地は、氷見市**——番 外2筆 申請書において、地目は登記が田、現況が田、現地は一として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号3番、地区は ——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）外一名

申請地は、氷見市**——番、申請書において、登記が田、現況が田、現地は一として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

- ・ 引き続き、許可基準について、説明させていただきます。

・

- ・ 番号1番の許可基準につきましては、都市計画法上の用途地域（第1種住居地域）であり第3種農地となり、第3種農地の許可基準「原則許可」の運用にて許可となります。

- ・ 番号2番の許可基準につきましては、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって500m圏内に2以上の教育施設・医療施設その他公共施設又は公益的施設が存するため第3種農地となり原則許可となります。

- ・ 番号3番の許可基準につきましては、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって500m圏内に2以上の教育施設・医療施設その他公共施設又は公益的施設が存するため第3種農地となり原則許可となります。

では、今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、お願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般一月一日、わたしと地区推進委員および事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件3件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある案件1番には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、3件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件のうち2件は、違反転用の案件であります但し始末書の提出を受けており、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 申請地番号2番と番号3番は、どういう関係か。

（事務局） 農地を分割され、それぞれ別の用途で取得するものです。

□議長（会長） ほかに無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 本件は、氷見市長より一月一日付けで諮問があり、本総会において審議し、答申するものです。

（事務局） 担当者（農業委員会併任職員）から説明
それでは、第4号議題、氷見農業振興地域整備計画の変更について、につきまして、説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為が出来ないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興

施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

今回、願出のあった除外は、1件です。

- ・番号1、地区は稲積です。

- ・願出者は、氷見市——**番地 氏名**

対象地は、氷見市——**番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は一として利用されている状況です。対象地の面積は、**㎡です。

- ・農用地区域でしかできない理由として、地震で家屋が被災し生活に支障が出ました。この区域は河川に面し地盤が緩く再建には不安がある。今後もこの地域で生活し、地域に貢献していくため、宅地や雑種地等を検討した結果、願出地以外に取得可能な土地がなかったためです。

- ・農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

今回付された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました一委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、一委員から報告を受けます。

（**委員） 現地調査の報告

先般一月一日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と一委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか？

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会8月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年8月1日

議 長

署名委員

署名委員